

普天間基地所属MV 2 2 オスプレイの新石垣空港緊急着陸に対する意見書

平成 29 年 9 月 29 日、普天間基地所属のMV 2 2 オスプレイが新石垣空港に緊急着陸する事態が発生した。オスプレイが県内に強行配備され 5 年経ったが、海外での事故は頻発し日本国内でも事故やトラブルが続発する状況である。

昨年 12 月、名護市安部に大破事故を起こして以来、今年 6 月には伊江島補助飛行場、奄美大島空港、8 月には大分空港、そして今回、新石垣空港への緊急着陸である。このように、僅か短期間で数々の事故や機体の不具合による緊急着陸を次々と起こしている。海外では、8 月にオーストラリア沖で着艦に失敗し墜落事故で 3 人が死亡する事故が発生した。9 月には中東シリアでも墜落し 2 人が負傷している。

オスプレイについては、開発段階での試験飛行や配備後に墜落等を繰り返し、多数の死傷者をだしていることから安全性をめぐり、構造上欠陥の指摘がある。普天間基地所属のオスプレイが、次々とエンジントラブルを引き起こす現状にあって、沖縄県は原因究明と飛行の自粛を求めてきたが、新石垣空港オスプレイ緊急着陸の原因究明や十分な説明がなされていない状況で、こともあろうに、交換用の部品輸送に同型オスプレイを飛来させることは、市民感情を顧みず、逆なですることとなり到底容認できるものではない。

新石垣空港は民間専用であり、オスプレイの緊急着陸によって航空機の発着遅延や目的地変更など、市民や観光客に多大の迷惑と影響を及ぼし不安と混乱を招いたことは決して看過できず、強く抗議をするものである。

よって本市議会は、市民の生命、財産、安心・安全及び平穏な生活を守る立場から、今回の事故に対して米軍及び関係当局に厳重に抗議し下記の事項について強く要求する。

記

- 1 普天間基地所属MV 2 2 オスプレイの新石垣空港緊急着陸の原因を徹底究明し、速やかに公表すること
- 2 緊急着陸に至った原因の究明と安全性が確保されるまでMV 2 2 オスプレイの飛行を一切停止し安全管理の徹底と再発防止を図ること
- 3 日米地位協定を改定すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 10 月 18 日

石 垣 市 議 会

あて先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長